

令和7年度  
大分県スマートものづくり加速化推進事業費補助金  
公募要領

募集期間

令和7年4月7日（月）～5月23日（金）

大分県商工観光労働部工業振興課

## 1 事業の目的

本事業は、県内に主たる事業所を有する中小製造業により実施される、生産工程の全体最適化やデータサイエンス・AI等を活用した設備投資に要する経費の一部を助成することにより、中小製造業の生産性向上による競争力強化を図ることを目的とする。

## 2 事業概要

### (1) 対象事業

生産工程の全体最適化やデータサイエンス・AI等を活用した、生産性向上及び競争力強化に繋がる設備投資に要する経費  
※単なる設備導入・設備更新は本事業の対象とならない。

### (2) 対象となる事業者

大分県内に主たる事業所を有する中小製造業  
※中小企業基本法第2条第1項に定めるものであって、日本標準産業分類の大分類で製造業に分類される者（みなし大企業を除く）。

### (3) 事業期間

交付決定の日から令和8年2月13日（金）まで

### (4) 補助率及び補助上限額

	通常枠	貸上げ枠
補助率	1 / 2	2 / 3
補助上限額	400万円	600万円

※貸上げ枠の要件

給料・賃金等の総支給額が、事業実施前と比較して1.5%以上増加

### (5) 募集件数

2件程度

### 3 補助対象経費

経費区分	内 容
機械装置・システム等導入費	(1)機械装置（補助事業のために使用される機械・装置、部品（センサー・カメラ等））及び工具・器具（測定工具、検査工具、入力端末等、通信機器等）の購入、製作、据付、運搬に要する経費 (2)専用ソフトウェア・情報システムの購入、構築、改良に要する経費
外注費	補助事業の実施に必要なシステム等の開発・設計・加工及び電気工事等の外注（請負、委託等）する場合の経費
クラウドサービス等利用費	補助事業のために利用するクラウドサービスや web プラットフォームの使用料及び通信料 ※具体的な補助対象経費は、サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等（サーバー購入費、サーバー自体のレンタル費等は対象外） ※専ら補助事業のために利用するクラウドサービス等の利用費に限る。 （自社の他事業と共有する場合は補助対象から除外） ※交付決定日以降に契約し、補助事業期間終了日までに支払った費用に限る。

#### 【備考】

- ・当該機器等の導入に際し、この補助金以外に国や県、市町村などの補助金等の交付を受けた、又は申請（公募申請、交付申請等すべてを含む）している補助金がある場合は、その旨を必ず提出書類（事業計画書（様式2））の所定欄に記載すること。  
（実績があるにもかかわらず記載されていない場合は不採択となる可能性がある。）

#### 【補助対象外経費】

- ・補助金交付決定日前に発注、購入若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を完了したもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料
- ・汎用性があり、本事業の目的外使用になり得るものの購入費  
※例：事務処理用の PC 関連機器、スマートフォン・タブレット端末、家具 等  
（本事業のみに使用することが明らかな場合は除く）
- ・文房具などの事務用品の消耗品代、雑誌購読代、新聞代、団体等の会費
- ・商品券等の金券や飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・設備の設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用
- ・自社製品や中古品の購入
- ・上記のほか、公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費

## 4 応募手続

### (1) 公募期間

令和7年4月7日(月)から令和7年5月23日(金) (17時15分必着)

### (2) 事前相談・協議

応募に当たっては、令和7年5月16日(金)までに、下記お問合せ先に、メールまたは電話にて、必ず事前相談を行うこと。

#### 問合せ先

大分県商工観光労働部 工業振興課 工業支援班 山本  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館7階  
TEL : 097-506-3278 E-mail : a14130@pref.oita.lg.jp

### (3) 提出書類

下記の資料をメールにて提出すること。

- ①事業認定申請書(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③誓約書(様式3)
- ④事業の内容が分かる資料(導入を計画しているシステム・機器のカタログ等)
- ⑤補助対象経費の算出根拠を証する書類(見積書の写し等)

※原則、複数の業者等から徴した見積書を添付すること。

やむを得ず見積合わせができない場合(他の会社で取扱がない場合等)は、業者選定理由書(様式4)を提出すること。

- ⑥企業概要資料(自社のパンフレット等)
- ⑦直近2期分の決算書の写し

(貸借対照表・損益計算書(販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書を含む。))

#### 提出先

大分県商工観光労働部 工業振興課 工業支援班 山本  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館7階  
TEL : 097-506-3278 E-mail : a14130@pref.oita.lg.jp

### (4) 注意事項

申請書作成に係る経費や審査会出席に係る経費等は応募者の負担とする。  
また、申請時に提出された書類等の返却は行わない。

## 5 事業採択の決定方法

### (1) 審査方法

外部有識者等で構成される審査委員会において、提出資料の審査を行い、事務局にて採択案件を決定する。なお、必要に応じて対面審査を行う場合がある。その

際は、別途通知する。

※審査会は非公開で実施する。また、審査結果に関する問合せには応じない。

## (2) 審査基準

審査・評価項目
①課題と目標設定の妥当性に関する評価
・自社の課題を具体的に分析し的確に把握しているか
・課題解決に向けた目標設定が明確で適切か
②解決方法と実施計画の妥当性に関する評価
・課題解決に向けたシステム・機器等の選定基準や導入計画が、 具体かつ妥当なものになっているか
・事業計画やスケジュール設定が具体的かつ適切か
③事業の発展性、モデル性、波及効果に関する評価
・システム・機器導入による全社的な波及効果が見込めるか
・他企業への波及効果やモデル性が見込める取組か
④事業実施体制に関する評価
・業務遂行に係る社内体制が明確かつ的確か

## (3) 加点項目

加 点 項 目
「パートナーシップ構築宣言」登録企業である
「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」又は 「おおいた働き方改革推進優良企業表彰」の受賞者に該当する
「プラチナくるみん認定」又は「くるみん認定」を受けている
「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている
経済産業大臣による「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けている ※公募の募集期間終了時点において計画期間中であること
「おおいたスマートものづくり応援隊」、又は、「おおいたスマートものづくり フォローアップチーム」による支援を受けている、又は、過去5年以内に受 けたことがある ※「おおいたスマートものづくり応援隊」に関するお問合せ先 公益財団法人大分県産業創造機構 取引振興課 (TEL:097-534-5019)

## (4) 採否の通知

採否の結果は、各申請者に対し書面にて通知する。

採択となった者は、「大分県スマートものづくり加速化推事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付に係る手続を実施する。

なお、不採択の理由についての問合せには応じない。

#### (5) 公表

採択となった企業は、大分県庁ホームページ上に企業名、取組名、取組の概要等を公表する。

### 6 補助条件 ※主要なものを抜粋

- (1) 補助事業の内容（賃上げ枠から通常枠への変更を含む）又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、事業変更承認申請書を県に提出し、その承認を受けること。  
なお、補助事業の内容の変更において、通常枠から賃上げ枠の変更はできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書を県に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合は、速やかに県に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、県の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならない。
- (6) 財産は、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 県の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

### 7 その他注意事項

- (1) 補助金交付手続の中で補助対象外経費が含まれていることと判明した場合は、補助対象経費から当該経費を除く。
- (2) 交付される補助金額は、予算の範囲内で減額されることがある。
- (3) 補助事業が適切に行われたかを確認するため、補助事業完了後は県の職員が現地訪問のうえ、書類検査及び現地検査を実施する。  
また、国の会計検査院による検査が入る可能性がある。
- (4) 国及び県の検査等により、経費の虚偽申告や過大請求等による補助金の不正受給などが判明した場合には、交付決定の取消し、補助金の全部又は一部の返還（不交付）命令、加算金の納付、不正内容の公表、補助金の交付停止措置、刑事告訴などの法的措置処分が科される場合がある。